

令和4年2月7日
神戸税関

神戸税関における新型コロナウイルス感染症陽性者の判明について

【概要】

令和4年2月4日（金）、神戸税関境税関支署の職員が新型コロナウイルス感染症に係る検査の結果、陽性であることが判明しました。

【当該職員の業務内容等】

- 当該職員は、神戸税関境税関支署（鳥取県境港市）における監視取締業務に従事する中で、外部の方と接する業務は行っておりません。
- 2月4日（金）以降は、神戸税関境税関支署での勤務はありません。

【神戸税関境税関支署の対応】

- 神戸税関境税関支署においては、当該職員が執務等をした区画を一時閉鎖の上、清掃・消毒を実施しております。
- 業務上において当該職員と接する機会があった職員に対しては、在宅勤務を指示しております。
- 現時点において、発熱等の症状のある職員は業務に従事しておりません。

【問合せ先】

神戸税関 総務部税関広報広聴室
TEL：078-333-3028